

観音寺市在宅医療・介護連携協議会
職種紹介シート【管理栄養士】



～在宅で安心して暮すために私たちができること～

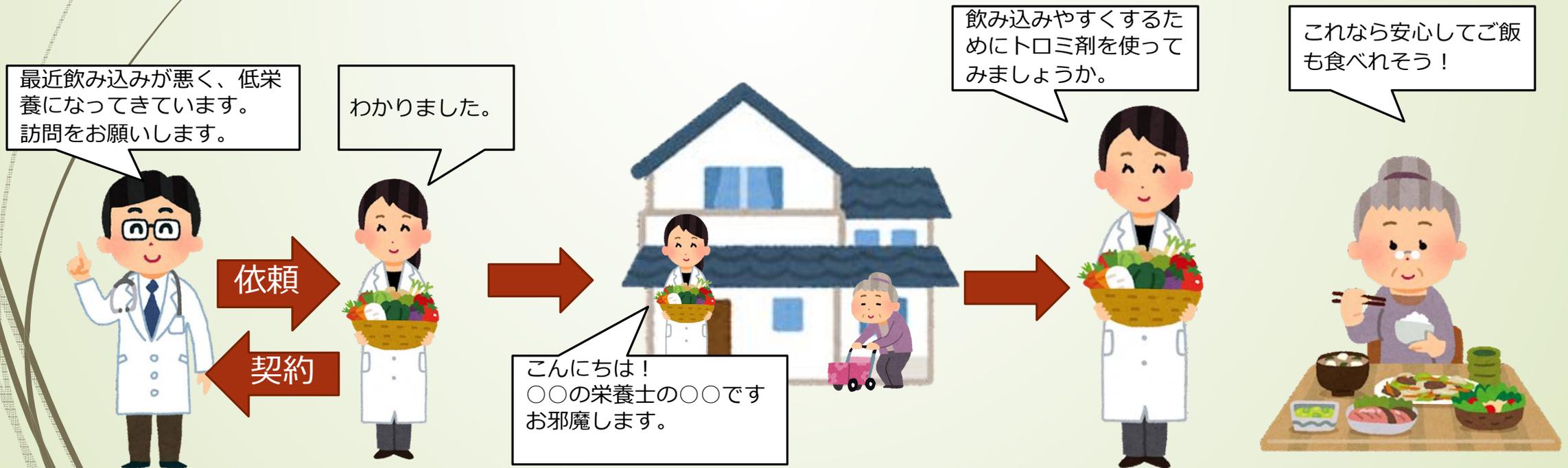
在宅医療と関わる多職種と連携を取りながら、療養者の疾患・病状・栄養状態に適した在宅訪問栄養食事指導（支援）をし、療養者が在宅での食生活を安全かつ快適に継続でき、さらにQOLの向上に寄与する。

職種としてできること (訪問サービス)

| サービス名 | 対象者 | 内容 | 費用等 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅患者訪問栄養食事指導 (医療保険) | 在宅での療養を行い、通院が困難で医師による特別食の必要性を認めた場合、がん患者、摂食または嚥下機能が低下、低栄養状態と判断された患者 | 主治医の指示に基づき、管理栄養士が療養者のお宅に訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立等を示した栄養食事指導箋を療養者又はその家族に対して交付し、指導を30分以上行う。 □ | 担当する管理栄養士の雇用状況、療養者の人数により費用は異なります。 ①保険医療機関の管理栄養士が指導を行った場合 440点～530点 ②保険医療機関以外の管理栄養士が指導を行った場合 420点～510点 |
| 居宅療養管理指導 (介護保険) | 介護保険認定者で、通院が困難であり、計画的な医学的管理を行っている医師による特別食の必要性を認めた場合、低栄養状態にあると判断された利用者 | 主治医の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を患者又はその家族等に対して交付する。当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談または助言を30分以上行う。 | 担当する管理栄養士の雇用状況、療養者の人数により費用は異なります。 ・指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指導を行った場合 444～545単位 ・認定栄養ケアステーションの管理栄養士が指導を行った場合 424点～525点 |

訪問サービス (在宅患者訪問栄養食事指導、居宅療養管理指導)

主治医の指示に基づき、管理栄養士がお宅に訪問し、患者様の生活状況や嗜好を把握して食事計画や献立を患者様もしくはご家族に交付し、それに沿った情報提供や栄養相談を受けることができます。※算定額は諸条件により異なります。



職種としてできること (通所サービスをご利用の方向け)

| サービス名 | 対象者 | 内容 | 費用等 |
|----------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 通所介護、通所リハ利用者全員 | 利用開始時及び利用中6月ごとに口腔と栄養状態のスクリーニングを行い、その情報を介護支援専門員に提供する。 | 6月に1回20単位または5単位 (栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算を算定している場合は5単位) 算定 |
| 栄養アセスメント加算 | 通所介護、通所リハ利用者全員 | 3月に1回以上①低栄養状態のリスク判定②他職種共同で栄養管理上の課題の把握③利用者や家族に必要な栄養食事相談、情報提供を行う④利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省へ提出する。この中で低栄養状態の方やおそれのある方は介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算の算定を検討すること。 | 50単位/月 □ □ |
| 栄養改善加算 | 通所介護、通所リハ等を利用し低栄養状態またはおそれのある者 | 定期的に利用者の栄養状態を把握し、多職種と協同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能、食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定する。必要に応じて利用者の居宅を訪問して、栄養改善に係るサービスを行う。 | 1月に2回を限度として1回200単位 |

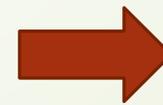
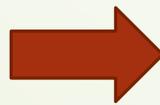
通所サービスをご利用の方向け

通所サービスご利用の方は栄養・口腔状態を判定するサービスを受けることができます。利用先で6か月に1回簡単なチェックを行ったり、（口腔・栄養スクリーニング加算）3か月に1回体重の推移や食事量等から低栄養だったり、何か問題がないか多職種で問題の把握や、栄養相談を行います。（栄養アセスメント加算）その中で低栄養状態であると判定されると多職種共同で食べることを継続できるように計画書を作成し、必要に応じてお宅に訪問し、栄養改善に努めます。（栄養改善加算）

通所サービス先で



多職種で問題を共有
します



必要に応じて管理栄養士が
居宅への訪問も行います





専門職として伝えたいこと

栄養士は献立（食事）を作るのが仕事と思われがちですが、これだけでなく、対象者の栄養状態を診断し、目指すべきゴールを設定し、そこに向けて栄養計画を構築し、実施しています。対象者の方の栄養状態を把握するためには、診療情報等の書面上での情報ももちろん重要ですが、そこには表されない対象者の方の生活を理解することも大切になります。このために他職種の方と密な連携を行っていき、対象者の方の『食事』を支援していきます。



専門職として困っていること、問題点

利用者の食事や栄養上の課題がケアプランにあがる頻度は高いものの、「相談できる管理栄養士の所在が分からない」、「管理栄養士との連携方法が分からない」と言われています。管理栄養士は医療機関、介護施設では所属しているが、一人しか居ない事も多く、普段の業務で手一杯となり、在宅訪問まで手が回らない現状もあります。これを改善するために各施設で管理栄養士の採用人数を増やしていただきたいところではあります。

『栄養ケア・ステーション』では各種栄養に関する相談、訪問を依頼することが出来るが、このことはまだまだ知られていないので、認知度を高めていく必要があります。

【栄養ケア・ステーションとは】

食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点です。地域住民の方はもちろん、医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士をご紹介します。用途に応じたさまざまなサービスを契約の上、ご提供します。まずは下記までお気軽にご連絡下さい。

香川県栄養士会『栄養ケア・ステーション』

TEL087-811-2858

(月・水・金9:00~17:00)